

岩手県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 大船渡市三陸町越喜来字浪板97（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 大船渡市三陸町越喜来字浪板97（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） 保安林として指定された目的 魚つき
 - （3） 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。